

判例評釈

主引例・副引例の入替えと「設計的事項」の積み重ねにより、 数値限定・特殊パラメータ発明の進歩性が否定された事例

－ 知財高判令和8年4月23日・令和7年（行ケ）第10069号－
「ロール製品パッケージ」事件

2026年9月19日作成／2026年9月20日修正
原稿：Claude Fable 5.1 修正：ChatGPT

裁判所	知的財産高等裁判所第3部（裁判長裁判官 中平健、裁判官 今井弘晃、裁判官 水野正則 〔転補により署名押印なし〕）
事件	令和7年（行ケ）第10069号 審決取消請求事件（口頭弁論終結 令和8年2月26日、判決言渡 令和8年4月23日）
当事者	原告：日本製紙クレシア株式会社（特許権者）／被告：大王製紙株式会社（無効審判請求 人）
対象	特許第6590596号「ロール製品パッケージ」／無効2023-800037号事件の審決（令和7年6 月3日）
結論	請求棄却（訂正後の請求項1・3・4・6・7に係る特許を無効とした審決を維持）
関係条文	特許法29条2項、123条1項2号、150条5項

※ 判決文の引用に当たり、全角の英数字を半角に改めた。事実関係は、特に断らない限り判決文による。分析・評価は判決自体の説示と区別して記す。

I 本判決の要点

本判決は、長巻トイレットロール4個をガゼット袋に収納したパッケージに関する数値限定・パラメータ発明について、進歩性欠如を理由とする無効審決を維持したものである¹⁾。要点は次の4つである。

- (1) 主引用発明（甲1：ガゼット袋）に、副引用文献（甲2：原告自身の先行出願に係る長巻ロール）の「ロール製品及びその収納形態」を適用する動機付けを、消費者ニーズに関する技術常識から肯定した。
- (2) 本件発明1に関する4つの相違点と、請求項3・4・6・7に係る数値限定について、甲2の具体的な開示と、フィルム坪量や袋寸法等の選択・調整の容易性を踏まえ、進歩性を否定した。

(3) 「当該特許発明の課題を認識しなければ、相違点に係る特許発明の構成を適用することを想到し得ないなどと解することはできない」と明言し、課題の認識を動機付けの前提とする原告の主張を排斥した。

(4) 異議申立てでは進歩性を否定できない理由とされた傾斜角 θ （25～45度）が、主引例と副引例を入れ替えた無効審判及び本訴では設計的事項とされた²⁾⁴⁾⁵⁾。ただし、両手続では訂正後の請求項や技術常識に関する認定資料等も同一ではなく、結論の相違を引用順序の変更だけに帰することはできない。

判決の結論を支持するという評価は維持できる。ただし、理由付けには検討の余地が残る。とりわけ、本件明細書には傾斜角 θ を範囲の内外で変化させた実施例・比較例があるが、判決理由からはその個別の評価過程が明らかでない。比較データが存在すること、データから読み取れる範囲、訴訟上の主張状況が未確認であることを区別して検討する必要がある（IV7）。

II 事案の概要

1 本件特許と紛争の背景

原告は、平成27年8月31日に発明の名称を「ロール製品パッケージ」とする特許出願をし、令和元年9月27日に特許第6590596号として設定登録を受けた³⁾。令和2年に第三者から特許異議の申立て（異議2020-700269）があったが、訂正を経て特許は維持された⁴⁾。被告は、令和5年6月15日、本件特許について無効審判を請求した⁵⁾。

本件特許は、原告が被告の長尺トイレットロール製品（「エリエール i:na トイレットティシュ ー 3.2倍巻」ほか）に対して令和4年9月6日に提起した侵害訴訟（東京地裁令和4年（ワ）第22517号）で行使された3件の特許の一つである⁶⁾。東京地判令和6年8月21日は、本件特許につき指掛け穴に関する構成要件の非充足を理由に請求を棄却し⁷⁾、知財高判令和7年10月8日（令和6年（ネ）第10069号。本件と番号が似るが別事件である）は控訴を棄却した。原告は上告も上告受理申立てもせず、被告勝訴が確定している⁸⁾。報道によれば、控訴審の裁判長は本判決と同じ中平健裁判官である⁹⁾。本件無効審判は、この侵害訴訟の係属中に請求された。

2 本件発明1（訂正後の請求項1。分説は筆者）

符号	構成
A	フィルムからなる包装袋に、衛生薄葉紙の2plyのエンボス処理されたシートを巻いたロール製品を複数個収納してなるロール製品パッケージ
B	ロール製品を、軸方向を上下にして一列に2個並べた段を2段重ねて（計4個）包装
C	包装袋は筒状のガゼット袋。略直方体状の本体部と、本体部上辺の対向する長辺から切妻屋根型に延びて接合された把持部を有する
D	把持部に、上向きに非切抜部を有するスリット状の指掛け穴（ほぼ中央にほぼ長円のもの1個、又は横方向に並ぶもの2個）
E	巻長63～103m、コアを含む1個のロール製品の質量200～370g
F	$(\text{包装袋内の4個のロール製品の質量}) / (\text{フィルムの坪量}) = 25 \sim 80 \text{ g/(g/m}^2\text{)}$
G	長辺から把持部までの包装袋の傾斜角 $\theta = 25 \sim 45$ 度
H	長辺同士の間隔 $W = 105 \sim 134 \text{ mm}$
I	ロール製品の巻き硬さ $1.0 \sim 3.0 \text{ mm}$
J	把持部の長辺方向に沿う長さが（ロール製品の巻直径 $\times 2$ ）の72%以上、上限は（巻直径 $\times 2$ ）

請求項1は2度の訂正を経ている。登録時は指掛け穴の形状を特定せず、巻き硬さは請求項2に記載されていた³⁾。異議段階の訂正では、一つの指掛け穴について「ほぼ中央に上向きに非切抜部を有するほぼ長円の一つのスリット状の指掛け穴」との限定が導入された。他方、選択肢である二個の指掛け穴については、この時点では「スリット状」との文言はなかった⁴⁾。

無効審判における本件訂正では、二個の指掛け穴についても「スリット状」と明記され、併せてエンボス処理、巻き硬さ（旧請求項2）、把持部長さ（明細書【0026】の記載）の限定が加えられた（構成A、D、I、J）⁵⁾。「スリット状」の限定すべてが無効審判で初めて導入されたわけではない。

また、訂正後の請求項4・6は、他の請求項を引用しない独立形式に改められた。請求項4は「巻き硬さ／フィルム坪量」の限定を有するが、「巻き硬さ $1.0 \sim 3.0 \text{ mm}$ 」という独立の限定は有しない。請求項6は、その両方の限定を有する。請求項3は請求項1に、請求項7は請求項1・3・4・6のいずれかに従属する⁶⁾。以下では、これらを一括して従属項とは扱わない。

本件明細書によれば、発明の課題は、切妻屋根型の把持部を持つガゼットタイプの袋に重い長巻ロールを包装すると、袋の上辺と把持部の間に荷重が掛かってロール端部が潰れる場合がある、という点にある（【0005】）³⁾。

3 手続の経緯

表1 本件特許をめぐる手続の経緯

年月日	事項
平成25年11月27日	甲2に係る原告の先行出願（特願2013-244532）。平成27年6月4日に特開2015-101388号として公開 ⁹⁾
平成27年8月31日	本件出願（特願2015-170914号）
令和元年9月27日	設定登録（特許第6590596号、請求項の数5）。公報の参考文献欄には甲1・甲2に当たる文献がともに挙げられている ³⁾
令和2年4月16日	第三者による特許異議の申立て（異議2020-700269） ⁴⁾
令和2年8月28日	取消理由通知（決定の予告）。サポート要件：評価された指掛け穴の形態から請求範囲全体への一般化が問題となった ⁴⁾
令和2年10月28日	原告が訂正請求（指掛け穴の形状を限定） ⁴⁾
令和3年3月2日	訂正を認め、請求項1～5の特許を維持する決定（同月11日確定） ⁴⁾
令和4年9月6日	原告が被告を東京地裁に提訴（侵害訴訟） ⁶⁾
令和5年6月15日	被告が無効審判を請求（無効2023-800037号）
令和6年3月5日	口頭審理 ⁵⁾
令和6年7月16日	審決の予告
令和6年8月21日	侵害訴訟第一審判決（請求棄却） ⁶⁾⁷⁾
令和6年9月20日・11月27日	原告が訂正請求、その後に訂正請求書を補正（本件訂正）
令和7年6月3日	審決：訂正を認める。請求項1・3・4・6・7に係る特許を無効とする。削除された請求項2・5に係る審判請求は却下 ⁵⁾
令和7年7月11日	原告が本件訴えを提起
令和7年10月8日	侵害訴訟控訴審判決（控訴棄却）。同月27日に被告が確定を公表 ⁶⁾
令和8年4月23日	本判決（請求棄却）
保存された経過情報 （保存日時不明）	J-PlatPatに「無効審判の確定による抹消」と表示。具体的な確定日及び上告等の経過は未確認（VI参照） ¹⁸⁾

4 引用例

甲1（特開2011-189965号）は、チューブ状フィルムのガゼット袋に、2個重ねたロール製品を縦横2列（計8個）収納したパッケージを開示する。切妻屋根状の持手部、上向きの非切抜部を有するスリット、パネル部の傾斜角 $\theta=20\sim50$ 度が記載されている¹⁾。甲1の出願人も、日本製紙クレシア株式会社、すなわち原告である¹⁷⁾。

甲2（特開2015-101388号）は、2plyのエンボス処理された長巻ロール（実施例の巻長66m、75m、93m）を1列2段で4個包装し、袋上面を跨ぐ帯状フィルムの把持部を設けたパッケージを開示する。甲2も原告自身の先行出願であり⁹⁾、本件出願日の約3か月前に公開された。本件明細書は甲2を特許文献3として挙げ、「本出願人は、.....ロール製品パッケージを開発した（特許文献3）」と説明している（【0003】【0004】）³⁾。本件発明は、自社の先行技術（帯状把持部タイプ）をガゼットタイプの袋に展開したものと位置づけられる。

5 審決の概要

審決は、サポート要件違反の無効理由を否定する一方、進歩性欠如の無効理由を認めた。甲1発明との相違点を4つ認定し（表2）、本件出願時の技術常識として、a 省スペースと取替頻度減少のための長巻化・ロール数削減のニーズ、b 4ロールを1列2段で包装する形態、c 1plyと2plyの選択、d 芯の重さ（4～6g程度）を認定した。その上で、甲1発明に甲2記載事項を適用する動機付けを肯定し、具体的な開示と各数値条件の選択・調整の容易性に基づいて、進歩性を否定した⁵⁾。

表2 審決が認定した本件発明1と甲1発明の相違点（要約）

相違点	内容
相違点1	ロール製品の構成（2ply・エンボス）、収納形態（1列2段・4個。甲1は8個）、巻長、コア込み質量、4個質量／フィルム坪量
相違点2	傾斜角 θ （本件25～45度。甲1は8個収納を前提に20～50度）と長辺同士の間隔W
相違点3	巻き硬さ1.0～3.0mm
相違点4	把持部の長さ（巻直径×2の72～100%）

III 判旨（請求棄却）

1 技術常識の認定（取消事由1）

判決は、引用文献1（平成26年12月の東洋経済オンライン記事）から、平成9年に「8ロールで12ロール分の長さ」の1.5倍巻き商品が発売されたことを認定した。本件出願日時点でも8ロール入りの長巻品が販売されていたことは当事者間に争いが無い。これらから、「長巻化・ロール数削減に対する消費者の需要（ニーズ）は広く一般に知られていたものと推認することができる」とした¹⁾。

長巻品の売上比率が低いとの原告主張に対しては、そうした事情があっても「上記内容の消費者の需要があるとの認定は左右されないし、ロール製品を長巻にすることを妨げる事情があった

と推認することもできない」と述べた。また、技術常識aは「2plyで長巻であるトイレットロールを技術常識として認定したものではない」、技術常識bは包装形式を問わず4ロールの配置を認定したもの、技術常識cは単に2plyとすることを認定したものと整理し、原告の批判は審決の認定内容と噛み合わないとした¹⁰。

2 相違点1（取消事由2）

動機付けについて、判決は、甲2【0013】が包装方法としてキャラメル包装のほかガゼット包装を例示していることを指摘し、「ガゼット包装を採用する甲1発明において、技術常識aないしc、特に技術常識aの内容を踏まえ、.....甲2記載事項を甲1発明に適用する動機付けがあった」と認めた。フィルムの坪量は、収納するロールの重量等に応じて甲2の包装袋の厚さ・坪量を選択する設計的事項とした¹¹。

原告の主張は次のように排斥された¹²。

- ① 長巻ロール用パッケージの課題を解決する手段が当業者に与えられて初めて動機付けが生じる、とは解されない。
- ② 問題は甲2の「ロール製品及びその収納形態」を甲1発明に適用する動機付けであり、ガゼット包装とキャラメル包装の構造の相違は阻害事由にならない。
- ③ 8個が4個になっても、長巻ロールである以上、総重量が2分の1になるとは解されず、甲1発明の課題は失われない。
- ④ 甲2から本件のパラメータを「具体的な実施例を離れた独立のパラメータとして」読み取れないと適用できない、と解すべき根拠はない。

判断手法については、「特許発明と主引用発明との相違点の容易想到性の判断に関し、当該特許発明の課題を認識しなければ、相違点に係る特許発明の構成を適用することを想到し得ないなどと解することはできない」と述べ、全相違点を本件発明の構成に変更する選択が「必然」かという基準で判断すべき根拠もないとした¹³。

3 相違点2（取消事由3）

甲1【0024】は8個収納を前提とするが、 θ が小さすぎる場合（山折り稜線を掴みにくい）と大きすぎる場合（縦に長くなり包装がルーズになる）の問題を記載している。判決は、これらは長巻ロールを1列2段で収納する場合にも考慮できる事情であるとした。本件明細書【0020】によっても下限25度・上限45度とした技術的意義は明らかでなく、格別顕著な効果も認められない。

数値範囲を定めた根拠が甲1と本件発明とで異なるとしても、 θ を25～45度とすることは設計的事項であるとした¹⁾。

間隔Wは、甲2のロール製品及び収納形態に合わせて袋寸法を設定すると、ロールの直径（甲2実施例で120mm又は133mm）とほぼ同じになる。判決は、その対応関係に加え、Wを105～134mmとすることに格別の技術的意義や格別顕著な効果を認めず、数値範囲の選択を設計的事項とした¹⁾。

4 相違点3・4（取消事由4・5）

巻き硬さについては、甲2の請求項1及び【0010】に本件と同じ1.0～3.0mmが記載され、甲2【0012】の説明は本件明細書【0015】と同一である。把持部の長さについては、甲1の図4等から、稜線の長さを超えることも著しく下回ることも想定し難い。甲2のロールを収納すれば稜線の長さは巻直径のほぼ2倍となるから、72～100%とすることは設計的事項である。本件発明1は把持部と屋根部分の接続関係等を何ら特定しておらず、数値範囲に特段の技術的意義は認められないとした¹⁾。

5 請求項3・4・6・7（取消事由6～8）と手続違背（取消事由9）

フィルム坪量（請求項3）、巻き硬さ／フィルム坪量（請求項4・6）、シート1枚当たりの坪量（請求項7）については、対応する甲2実施例の数値が範囲内にあり、甲2【0014】【0016】【0017】に考慮すべき技術的事項の示唆があるとして、容易想到性を肯定した。ただし、フィルム坪量について、実施例5の40.5g/m²は請求項3の範囲外である（表3）。請求項4・6は独立形式であり、両者の巻き硬さの限定の相違はII2で述べたとおりである¹⁾。

手続面では、審判体は審決予告で引用文献1～4を挙げて技術常識を認定し、原告は訂正請求書の「付言」でこれに反論していたから、「反論の機会を実質的に与えられていた」。審決予告と審決とで技術常識a・bの表現が異なっても、基礎とした記載部分は同一であり、防御権の侵害はないとした¹⁾。

IV 検討

1 本判決の位置づけ

本判決は新たな規範を示すものではなく、事例判断と位置づけられる。もともと、(i) 包装体という日用品・機械分野における数値限定・特殊パラメータクレームの扱い、(ii) 異議決定と逆

の結論に至った論理構成、(iii) 課題の認識と動機付けの関係についての明示的な説示、の3点で実務上の参照価値が高い。

2 論理構成の実質－ロール製品等の適用と包装条件の選択・調整

原告は、多数の相違点を個別に設計事項として処理する手法を後知恵と批判した。相違点を細分化して個別に容易とする手法への警戒は、被覆ベルト用基材事件判決を紹介する文献の指摘に照らしても正当である¹⁰。ただし、本件では、甲2にロール製品の物性や収納形態がまとめて開示されており、各条件が相互に無関係に選ばれているわけではない。

第1に、甲1の包装袋に、甲2の長巻ロール及び1列2段・4個という収納形態を適用する。この適用を基礎付けるのが、長巻化・ロール数削減へのニーズと、甲2自体がガゼット包装を選択肢として記載していることである¹¹。

第2に、甲2の具体的なロール製品を採用することにより、巻長、質量、巻き硬さ、シート坪量等のロール固有の数値条件の多くが一体として満たされる。他方、ロール製品を置き換えただけで、包装袋のフィルム坪量や寸法まで自動的に決定されるわけではない¹²。

第3に、フィルム坪量については、収納するロールの重量等に応じて甲2のフィルム条件を選択するという、別途の判断が必要である。「4個のロール質量／フィルム坪量」「巻き硬さ／フィルム坪量」も、その選択を前提に算出される。間隔Wについても、ロール径及び収納形態に対応する袋寸法の設定が必要であり、判決は、傾斜角や把持部長さとともに、その選択・調整の容易性を個別に判断している¹³。

したがって、本件を「1回の置換+2つの設計調整」と数え切ることは適切ではない。甲2にまとめて開示された条件を採用することと、それに適した包装条件を設計することを分けた上で、関連する構成全体として容易に到達できるかを検討すべきである。審決が相違点1と2を「パッケージングに関するものとして特に関連が強い」としてまとめて判断した点は、この観点から理解できる¹⁴。以下の表は各数値の対応関係を整理したものであり、表の数値があることだけで組合せ全体の容易想到性が当然に導かれるものではない。

表3 本件発明の数値範囲と甲2実施例1～6（審決・判決の認定による）

項目	本件発明の範囲	甲2の開示等	判決に沿った整理
巻長	63～103m	66、75、93m	数値範囲内
コア込み質量（1個）	200～370g	コア抜き226～318g。芯4～6gを加え約230～324g	芯の質量を加味して範囲内

項目	本件発明の範囲	甲2の開示等	判決に沿った整理
4個質量／フィルム坪量	25～80 g/(g/m ²)	甲2のフィルム条件を前提とした算出値25.8～41.3	フィルム条件の採用を前提に範囲内
長辺同士の間隔W	105～134mm	巻直径120、133mm（Wは袋寸法の設定によりほぼ同値）	対応する袋寸法の設定・調整
巻き硬さ	1.0～3.0mm	1.2～2.3mm。請求項1に1.0～3.0mm	数値範囲内
フィルム坪量（請求項3）	13～39g/m ²	25.5、32.5g/m ² （実施例5の40.5g/m ² は範囲外）	範囲内の例あり。坪量の選択を検討
巻き硬さ／坪量（請求項4・6）	0.035～0.13 mm/(g/m ²)	0.037～0.071。【0016】に0.020～0.100	フィルム条件の採用を前提に範囲内
シート坪量（請求項7）	13超17以下 g/m ²	15.0、16.8g/m ² 。【0017】に13.1～17.0	数値範囲内
傾斜角θ	25～45度	甲2には開示なし（甲1に20～50度）	設計的事項
把持部長さ	巻直径×2の72～100%	数値の開示なし（甲1図4等）	設計的事項

※ 表3は審決・判決の認定の要約である。フィルム関連の比率は甲2のフィルム条件の採用を、Wはロール及び収納形態に応じた袋寸法の設定を前提とする。各欄の「範囲内」は数値の対応を示すもので、他の発明特定事項の充足や適用の容易性の検討を省略する趣旨ではない。

3 主引例・副引例の入替えと異議決定との相違

異議決定⁹⁾は、甲2に当たる文献（特開2015-101388号）の実施例1～6を主引用発明とし、甲1に当たる文献（特開2011-189965号）を副引例とした。相違点として、①ガゼット袋と切妻屋根型の把持部、②指掛け穴、③傾斜角θの3つを認定したが、容易想到性を判断したのは③だけである。その理由は、副引例には「ロール製品の重量による端部にかかる負荷を小さくするために、傾斜角を25度以上とすることは、記載も示唆もされていない」というものであった。①と②の容易想到性は判断されていない。ユニアス国際特許事務所の評釈によれば、審査段階でも主引例は同じであったという¹⁰⁾。

この決定は、傾斜角の検討において、本件発明と同じ目的（端部の負荷軽減）の記載・示唆がないことを重視したと読める。他方、本判決は、当該特許発明の課題の認識を、相違点に係る構成への容易想到性の必須の前提とはしない旨を明示している（IV5）¹¹⁾。ただし、本判決が異議決定そのものを審査・取り消したわけではない。

入替えの効果は、θの位置づけが変わる点にある。甲2を主引例とすると、切妻屋根型の構造と傾斜角を副引例から導入する論理が問題となる。甲1を主引例とすると、傾斜角を有する構造は主引用発明が既に備えており、甲2のロール及び収納形態を適用した上で、甲1の20～50度を参

考に25～45度を選択することの容易性が争点となる。このため、数値範囲の技術的意義や効果に関する反論の実務上の重要性が高まる¹¹⁴⁾⁵⁾。

もっとも、主引例を交換しただけで法的な主張立証の分担が新たに移転するわけではない。ピリミジン誘導体事件大合議判決は、動機付けを基礎付ける事実は無効を主張する者が、阻害要因や予測できない顕著な効果を基礎付ける事実の特許権者が、それぞれ主張立証する必要があると述べる¹¹³⁾。この分担と、争点の変化によって権利者が具体的な反論を求められる実務上の必要性とは、区別しなければならない。

また、甲1から出発する論理と甲2から出発する論理では、必要な変更、動機付け、阻害要因の検討対象が異なるため、個々の論理付けの成否が同一になるとは限らない。本件では、異議段階と無効審判段階で請求項がさらに訂正され、技術常識に関する認定資料等も同一ではない。したがって、「同じ2文献を逆にしただけで結論が変わった」と断定するのではなく、引用順序の変更が結論の相違に関わる重要な一要因であったと評価するのが適切である¹¹⁴⁾⁵⁾。

ユニアスの評釈は、請求人が傾斜角に関する進歩性判断を有利にする意図で入れ替えたと推察している²⁾。そのような戦略上の狙いは考えられるが、当事者の意図を直接確認したものではなく、評釈上の推測にとどまる。

4 「消費者ニーズ」という技術常識と市場シェア

審査基準は、技術常識を「当業者に一般的に知られている技術……又は経験則から明らかな事項」と定義する¹¹⁾。技術常識aの実体は、技術そのものというより「長巻化・ロール数削減への需要」であり、機能としては当業者に自明な課題の認定に当たる。審査基準も、当業者にとって自明な課題や容易に着想し得る課題の共通性を動機付けの根拠として認めているから¹¹⁾、これを動機付けの基礎とすること自体は合理的である。

原告は、巻長60m以上の製品のシェアがロール数で0.4%、売上で0.5%にすぎないことを挙げ、ニーズがあるのに普及しなかったのは採用を妨げる事情があったからだと主張した¹⁾。長年の要望が達成されなかったことを進歩性の間接事実とする議論である。審査基準も、長い間その実現が望まれていたこと等を二次的な指標として参酌し得るとするが、それが発明の技術的特徴に基づく場合に限っている¹¹⁾。

本件では、原告自身の甲2が、巻長66～93mの2plyロールを実施例データとともに本件出願前に公開していた。本件明細書も、背景技術として長巻品が「販売されている」と記載する¹¹³⁾。少なくとも長巻ロール自体の実現可能性は文献に具体的に示されており、低いシェアだけから技術

的な阻害事情を推認することは難しい。他方、それだけでガゼット包装への適用に伴う課題まで既に解消されていたと断定すべきではない。判決の認定と、包装条件の調整の容易性の判断とを併せて検討する必要がある。

技術常識aの根拠とされた引用文献1は、原告のマーケティング部長への取材記事であり、1.5倍巻きも原告の商品である（判決別紙2）。同記事には、発売直後は売上が伸びなかったとの発言もあり、ニーズの強さの証拠としては両義的である。それでも、一度購入した消費者がリピーターになったとの発言と販売継続の事実から需要の存在を推認した判断は、不合理とはいえない¹⁰。自社の広報・取材対応が、後に自社特許の無効理由を支える資料として働き得る点は、実務上の教訓である。

5 課題の認識と動機付け

判決が摘示する原告の主張には、「当該発明の特徴点に到達できる試みをしたであろうという推測」「したはずである」という文言が現れる。これは回路用接続部材事件判決¹²の説示に対応しており、原告は、発明の課題の的確な把握と、先行技術中の示唆の存在を求める同判決の枠組みに依拠したものと読める。異議決定の判断手法（IV3）も、この枠組みに近い。これに対し被告は、主引用発明又は副引用発明の内容中の示唆、技術分野の関連性、課題や作用・機能の共通性等の総合考慮という、ピリミジン誘導体事件大合議判決¹³の枠組みを援用した¹¹。

本判決は、特許発明の課題を当業者が認識できなくても、それだけで動機付けが否定されるわけではない旨を明言した。審査基準も、請求項に係る発明とは別の課題を有する引用発明に基づき、別の思考過程による論理付けを試みることができるとしており¹⁴、本判決はこれと整合する。本件発明の課題（ガゼット袋に長巻ロールを入れた場合の端部の潰れ）と異なる動機からでも、当業者が必要な包装条件の選択・調整を含めて同じ構成に容易に到達でき、阻害要因や予測できない顕著な効果等も認められないのであれば、進歩性は否定され得る。

ただし、この説示の射程は限定して理解すべきである。本件では、甲2自体がガゼット包装を選択肢として明記し、判決が、ロール製品等の適用とフィルム坪量・袋寸法等の調整を具体的に検討した¹⁵。単なる「袋の中身の置換」だけで本件発明に到達するとしたものではない。また、課題が新規で当業者が通常着想しないものであることが、進歩性を肯定する方向に働く一事情となり得ること¹⁶まで否定したものではない。

6 特殊パラメータ「4個のロール質量／フィルム坪量」

原告は、質量と坪量の比に着目する着想が甲1にも甲2にもない以上、甲2の表から当該パラメータを読み取ることはできないと主張した。判決はこれを退けた¹⁾。物の発明のクレームは、当該パラメータに加え、他の発明特定事項も満たす物を対象とする。先行技術から容易に得られる具体的な物が、他の発明特定事項を含めて請求範囲に入るのであれば、当業者がそのパラメータ自体を認識していなかったという事情だけでは、進歩性は基礎付けられない。審決及び判決の判断は、このように理解すべきである¹⁾⁵⁾。

加えて、このパラメータの限定の程度も検討すべきである。筆者の試算では、甲2実施例1のロール4個（芯を4gとしてコア込み約1,044g）の場合、25～80という範囲はフィルム坪量13.05～41.76g/m²に相当する。これは請求項3の13～39g/m²、甲2【0014】の25～45g/m²と大きく重なる¹⁾⁵⁾。この試算は特定のロール質量を仮定したものであり、請求範囲全体の同一性を示すものではないが、パラメータの表現の新しさと実質的な構成上の相違を分けて考える必要があることを示す。

本件明細書がこのパラメータの上下限について述べる理由（下限未満ではロールが潰れやすくフィルムがゴワゴワする、上限を超えると包装袋が破れる。【0016】）は、甲2【0014】がフィルム坪量の上下限について述べる理由と対応する³⁾⁴⁾。実施例・比較例の官能評価も、比が92の比較例1で「フィルムの強さ」2点、76の実施例1で3点、28の実施例5で「潰れ難さ」「ゴワゴワ感」各3点、23の比較例2で2点・1点となっている³⁾。ただし、これらの離散的な評価値だけから、境界付近の効果の連続性や、顕著な差異の有無を断定することはできない。

他方、包装形式との関係はなお検討を要する。甲1の持手部は袋本体のフィルムと一体であり、フィルム坪量は持手部の強度にも関わる。別体の帯状把持部を用いる甲2とは、坪量の持つ技術的意味が異なり得る。判決は、適用の対象がロール製品及び収納形態であることに加え、ロール重量等に応じて甲2のフィルム坪量を選択することを設計的事項と判断している¹⁾。この判断を省略して、比率が自動的に満たされると説明することはできない。

判決の結論を支持する立場からは、甲2【0014】の考慮要素である破れ、ロールの潰れ、ゴワゴワ感が、包装形式を変更してもどの範囲で妥当するかを確認することが重要である。把持部一体の構造による相違を踏まえつつ、これらの考慮要素と実施例の数値を結び付ける説明があれば、フィルム条件の選択が容易であるとの論理は、より明確になると考える。

7 傾斜角 θ －比較データの意義と判決理由の射程

審査基準は、主引用発明との相違が数値限定の有無のみである場合について、課題が共通するときは範囲内外の有利な効果の量的に顕著な差異（臨界的意義）を求める一方、課題が異なり有利な効果が異質であるときは、数値限定の臨界的意義を求めないとする¹⁴⁾。原告の主張（甲1の θ は掴みやすさと包装のルーズさの調整のためのもの、本件の θ は $F/\sin\theta$ の関係によるロール端部の負荷軽減のためのもの）は、後者の類型に当たるという趣旨と読める。無効審判では請求人が審査基準の該当箇所を証拠（甲10）として提出しており⁹⁾、数値限定の枠組みは当事者間で争われていた。

ただし、本件は数値限定のほかにも構成上の相違を有する。そのため、数値限定に関する上記の取扱いを、発明全体に機械的に当てはめることはできない。構成全体への容易想到性と、効果の予測可能性・顕著性を区別しつつ、総合的に検討する必要がある¹¹⁾¹⁴⁾。

判決は、数値範囲を定めた根拠が異なるとしても設計的事項であるとし、その理由として、明細書【0020】によっても25度・45度という境界値の技術的意義が明らかでないことを挙げた。 θ が大きいほど端部の負荷が減るという一般的傾向の説明だけでは、25～45度を選択した技術的意義は明らかでないという評価であり、「高校レベルの数学で導かれる一般的『傾向』」にすぎないとの被告主張に沿う。審決も、当該範囲について「臨界的意義など格別顕著な効果を奏しているという事情もない」と述べている¹⁵⁾。

他方、本件明細書には、 θ を範囲の内外で変化させた実施例・比較例がある³⁾。実施例14～17及び比較例7・8は、巻長を75mとし、ロール質量及びフィルム坪量等を概ね近い条件にそろえて、傾斜角を変化させたものである。モニター20人による5点法の官能評価は表4のとおりである。なお、参考として併記した実施例1～13には、フィルム坪量や巻長等も異なる条件が含まれ、これら全体を「 θ だけを変えた比較」と扱うことはできない。

明細書【0044】は、 θ が25度未満の比較例7では長辺のフィルムに接するロールが潰れ、45度を超える比較例8では包装袋内でロールが動いて安定性が劣ったと説明している³⁾。判決理由の傾斜角に関する部分からは、これらの比較例の個別の評価過程は明らかでない¹⁾。判決が摘示する原告の主張にも具体的な援用は見当たらず、原告が主張しなかったのか、判決が摘示を省いたのかは、確認した判決文だけでは分からない。

表4 傾斜角 θ と官能評価（本件明細書の表1・表2から筆者が抜粋）³⁾

傾斜角 θ	例	ロール端部の潰れ難さ	包装袋内のロールの保持性
22度	比較例7（範囲外）	2	5
26度	実施例14	3	5
29度	実施例15	4	5
33～37度	実施例1～13（参考値）	5	5
40度	実施例16	5	4
44度	実施例17	5	3
48度	比較例8（範囲外）	5	2

※ 評価基準は、5点：大変良好、4点：良好、3点：実用上問題ない、2点：劣る、1点：顕著に劣る（明細書【0038】）。実施例1～13は参考値であり、傾斜角以外の条件も異なるため、傾斜角のみの影響を比較する対照群ではない。

第1に、データが示すことと示さないことを区別する必要がある。比較例7・8と実施例14～17は、測定された条件において、範囲内外で端部の潰れ難さ及び保持性の評価が変化することを示す。しかし、25度・45度そのものや、その直前・直後を細かく測定したデータではない。したがって、この表から境界付近の効果が連続的か不連続的かを判断することはできず、臨界的意義があることも、ないことも断定できない。

審査基準が問題とするのは、一定の条件下での範囲内外の効果の量的に顕著な差異であって、数学的な不連続性そのものではない¹⁰⁾。また、「2点：劣る」から「3点：実用上問題ない」への変化は、実用性の点で意味を持つ可能性がある。これが直ちに進歩性を基礎付ける顕著な効果となるわけではないが、5段階評価における1点差であることや、範囲内の評価が3点であることだけで、その意義を否定することも適切ではない。

第2に、下限側では効果の予測可能性を検討すべきである。明細書【0020】のモデルでは、 θ が大きくなるほど $F/\sin\theta$ が小さくなると説明される³⁾。もともと、出願明細書を読んだ後に力学的説明が理解できることと、出願時の当業者が引用発明から当該効果やその程度を予測できたこととは同一ではない。判決を支持するには、甲1の構造、出願時の技術常識、ロールの物性等を踏まえた予測可能性を論じる必要があり、効果の一般的な方向を説明できることだけで、境界値や実用性の変化の予測可能性まで決め付けるべきではない。

第3に、上限側では、甲1の「包装がルーズになり、運搬がし難くなる」との説明と、本件明細書の「包装袋内でロールが動いて安定性が劣る」との説明との対応関係が重要である¹³⁾。両者は関連する不都合を扱うものと考えられ、甲1の考慮事項を1列2段の包装体の設計にも用いること

を支持する事情となる。ただし、収納形態等の相違を無視して同一の効果と断定したり、44度で3点、48度で2点という差だけから顕著性を否定したりすることはできない。

以上から、比較例7・8の存在は数値限定の意義を検討する上で重要であるが、それだけで進歩性が認められるとも、否定されるともいえない。本稿は、甲1の開示を踏まえた設計調整の容易性、甲2のロール・収納形態の具体的な開示、構成全体としての到達可能性を重視し、判決の結論を支持する。ただし、その理由を官能評価の段階的变化や1点差だけに求めるべきではない。

判決理由に比較例への個別の言及がないことと、裁判所がその証拠を検討しなかったことは同じではない。原告が比較例7・8を数値限定の技術的意義又は顕著な効果の根拠として具体的に援用していたのであれば、その意義について明示的な説明が望まれた、という条件付きの批評が適切である。訴訟上の主張状況が未確認である以上、審理・判断が不十分であったとまでは断定しない。

原告は、2列2段では長辺同士の間隔が約2倍になるため、同じ θ では袋とロール上端との隙間も2倍になるとも主張した。明細書【0021】の幾何学的説明に沿う指摘である¹⁹⁹。しかし、これは甲1の θ の範囲をそのまま移せるかの問題と、1列2段の袋に合わせて θ を改めて設計することの容易性の問題とを区別して検討すべき事項である。甲1【0024】の考慮事項は1列2段にも用い得るとした判決の論理は、この区別を踏まえて理解することができる。

8 把持部長さ（72～100%）とクレームの書き方

72%という数値は甲1にも甲2にも現れない。この下限は、明細書【0026】が「好ましくは」として挙げていた値を、本件訂正で請求項1に取り込んだものである²⁰⁰。本件明細書には、把持部の長さを変化させて数値範囲の内外の効果を比較した実施例・比較例はなく、【0027】に袋の寸法から長さの比を計算する例（92%と71%）が示されている²⁰¹。傾斜角 θ とは、比較データの記載状況が異なる。

判決は、上限（巻直径 $\times 2$ ）は袋とロールの間に余分な隙間を作らないという設計から導かれ、下限はこれを「著しく下回るものでない」値にすぎないとした。さらに、クレームが把持部と屋根部分の接続関係、包装袋の長辺方向の長さとはガゼット部の長さとの関係を特定していないことを理由に、数値範囲の技術的意義を否定した²⁰²。

後者の指摘は、クレームドラフティング上重要である。数値範囲の技術的意義が特定の構造を前提として初めて成り立つ場合、その前提がクレームに現れているかを確認する必要がある。明

細書に技術思想の説明があっても、クレームがその前提を担保していなければ、主張する効果と請求範囲との対応関係が問題となる。

9 出願後の文献による技術常識dの認定

芯の重さ（4～6g）の根拠とされた引用文献3は平成30年5月の自治体広報、引用文献4は平成31年4月のQ&Aサイトへの投稿であり、いずれも本件出願日（平成27年8月）より後のものである。原告は取消事由1で技術常識dを争っておらず、判決も審決の認定を是認した¹⁵⁾。

コア込み質量の範囲（200～370g）に対し、甲2実施例のコア抜き質量は226～318gであり、審決が認定した4～6g程度の芯を加えても範囲内にある¹⁵⁾。本件明細書【0014】も「コアの質量は、通常は4～7g程度である」と記載し、実施例のコアは4gである³⁾。異議決定も「通常コアが4g程度である」ことを前提としていた⁴⁾。これらの資料から通常想定される芯の質量の範囲では、数値範囲の充足について結論は変わらない。ただし、「芯が何gであっても」結論が変わらないわけではない。

出願後の文献、とりわけ匿名投稿を出願時の技術常識の根拠として用いる場合は、その時点の技術常識を裏付ける資料といえるかを慎重に確認すべきである。本件明細書や異議決定の記載も、芯の質量を評価する上で参照できる。他方、本件明細書の記載だけで出願時の技術常識が当然に証明されると一般化することも避けるべきである。本判決の当該認定は、争われた範囲及び数値範囲との関係に即して理解する必要がある。

10 手続上の論点

特許法150条5項は、職権で証拠調べをしたときは、その結果を当事者等に通知し、相当の期間を指定して意見を申し立てる機会を与えなければならないと定める¹⁵⁾。判決は、審決予告に引用文献が明示され、原告が訂正請求書で現に反論していたことから、実質的な反論の機会があったとした¹⁾。

本件では、審決予告とその後の手続の具体的な経過を踏まえて、手続違法が否定されたと理解できる。審決予告（164条の2）があれば常に職権証拠調べの通知・意見申立ての機会の付与を満たす、という一般命題まで示したものではない。権利者としては、審決予告に現れた職権引用文献に対し、訂正請求書の「付言」に記載するか否かだけでなく、反論と反証を提出する実質的な機会を確保し、必要な主張立証を尽くすことが重要である。

11 判決文の表記について

判決文には、誤記と思われる箇所が2つある。①「第4 当裁判所の判断」2の冒頭の「引用発明1と……甲1発明との一致点及び相違点」は、「本件発明1」の誤記であろう。②同3(3)が甲2記載事項の収納形態を「(2列2段形態)」とする部分は、判決が摘示する定義(一列に2個並べた段を2段重ねる形態＝1列2段形態)に照らし、「1列2段形態」の誤記であろう⁹⁾。②は創英の判決ダイジェストにもそのまま引用されている¹⁰⁾。いずれも結論に影響しないと考えられるが、引用の際には注意を要する。

V 実務上の示唆

1 権利者・出願人の視点

- (1) 自社の公開公報も重要な引例になる。本件では、甲1・甲2のいずれも原告の先行出願である⁹⁾¹⁷⁾。約3か月前に公開された甲2は、ロール関連の数値範囲の多くを開示しており、巻き硬さやシート坪量については説明文まで本件明細書と同一であった⁹⁾。改良発明の出願時期を先行出願の公開との関係で検討するとともに、先の出願に記載のない構成に技術的意義と裏付けを集中させることが重要である。
- (2) 数値範囲の境界値の意味を、目的に適した比較で説明する。本件明細書には傾斜角の範囲内外の実施例・比較例があるが、離散的な条件の官能評価だけでは、境界値の臨界的意義や効果の予測可能性を決め切れない(IV7)。立証を説得的にするには、官能評価に加え、必要に応じて物理量の測定、境界付近の比較、他の条件をそろえた実験を用意することが望ましい。ただし、物理量による測定や数学的な不連続性が、常に法的な必須条件となるわけではない。課題・効果の異質性を含め、主張する進歩性の根拠に合った説明とデータを用意すべきである¹¹⁾¹⁴⁾。
- (3) 数値の意義を支える構造的前提は、クレームとの対応を確認する。把持部長さの検討が示すように、特定の構造を前提とする効果を主張する場合には、請求範囲がその前提を担保しているかが重要となる(IV8)。
- (4) 新規なパラメータの表現と、物としての相違を分ける。公知の実施例から算出される値が範囲内にある場合には、他の発明特定事項や組合せの容易性まで含めて検討する必要がある(IV6)。出願前に、自社・他社の先行文献の実施例値を当該パラメータに換算して確認することが有用である。

(5) 実施例の数ではなく、請求範囲全体への一般化の根拠を確保する。異議段階では、評価された一つの指掛け穴から、請求範囲に含まれる多様な形態へ課題解決性を一般化できるかが問題となり、原告は形状を限定する訂正で対応した⁴⁾。ただし、異議決定は、一つの指掛け穴の実施例だけに限定せず、二個の指掛け穴についても構造・作用を考慮して課題解決性を認めている。教訓は「実施例は必ず複数必要」ということではなく、実施例及び技術常識から請求範囲全体を支えられる根拠を用意することである。

侵害訴訟では、指掛け穴に関する構成要件の非充足が本件特許についての請求棄却の理由となった⁷⁾。なお、ソナーレ特許事務所の評釈は訂正の契機を引例の開示とするが、異議決定によれば、訂正はサポート要件に関する取消理由への対応として位置づけられる⁹⁾。訂正による有効性の確保と、実施品・競合品を捉える権利範囲の維持を、併せて検討することが重要である。

2 無効審判請求人の視点

- (1) 異議決定や審査で退けられた証拠の組合せでも、主引例と副引例を入れ替えて論理を再構成する価値がある。ただし、入替えにより必要な変更、動機付け、阻害要因の検討対象が変わるのであり、単に立証責任を権利者へ移せるわけではない。引用発明の選択から構成全体への到達過程まで、一貫した論理付けを示す必要がある（IV3）¹¹⁾¹³⁾。
- (2) 特殊パラメータに対しては、先行文献の実施例から当該パラメータの値を算出して示すことが有効である。ただし、同じ条件の実施例に基づく計算か、包装条件の採用を別途要するか、他の発明特定事項も満たすかを明示する（IV2・6）。
- (3) 権利者自身の先行公報、広報記事、取材記事も、技術常識やニーズの証拠として有用である。本件では、その資料が示す対象、時点、需要の有無と強さの違いを区別して評価することが重要であった（IV4）。

VI 確認事項と留保

本稿は、元の評釈を基礎に、判決文¹⁾、特許公報³⁾、異議決定⁴⁾、審決⁵⁾及び保存されたJ-PlatPat経過情報¹⁸⁾との照合結果を反映した修正版である。判決等に記載された事実・判断と、評釈者による分析・評価を区別する。

【確認済みの事項】本件明細書の実施例・比較例、表1・表2の評価値、異議決定の訂正内容及び理由、判決に摘示された無効審判での訂正内容、独立形式となった請求項4・6の限定の相違。

表4の数値は維持し、実施例1～13は他の条件も異なる参考値である旨を付記した。審決PDFの文字情報には判読困難な箇所があるため、関連箇所の画像及び判決文の摘示に基づいて扱った。

【出願人及び関連訴訟】甲1・甲2の出願人が原告であること⁹⁾¹⁷⁾、甲2が本件明細書の特許文献3であること³⁾。侵害訴訟の経過及び確定は、判決等を紹介する資料及び被告の公表に基づく⁶⁾⁷⁾⁸⁾。

【本件特許の法的状態】保存されたJ-PlatPat経過情報の1ページには、「特許 消滅（審判・異議による特許権の消滅）」及び「無効審判の確定による抹消」と表示されている¹⁸⁾。この表示の存在は確認できるが、当該保存資料だけから具体的な確定日や上告・上告受理申立ての有無・経過までは確定できない。侵害訴訟の確定とは別の事項として扱う。なお、保存日時は資料から特定していない。

【未確認の事項】原告が本訴で比較例7・8をどのように主張・援用したか。本判決に関する具体的な確定日及び上告・上告受理申立ての有無・経過。被覆ベルト用基材事件判決の原文（文献10)の紹介・引用に基づく）。これらについて、資料にない事情を推測で補わない。

【審査基準の参照】文献11)・14)は評釈上の判断枠組みの説明に用いる。本稿の参照版と、審決・本判決の当時に適用された版とは区別し、本判決が後日の改訂版を適用したとする趣旨ではない。

【筆者の推測・評価】主引例入替えの戦略上の意図、IV6の坪量換算の試算、IV7の比較データ及び判決理由の評価、その他IV・Vの各分析。官能評価の1点差や段階的な変化だけから臨界的意義の不存在を断定せず、判決に個別の言及がないことをもって証拠が検討されなかったとも断定しない。

参考文献

※ 参照先は各項のリンクから開ける。提供PDFに基づく資料は資料名と該当箇所を示した。

- 1) 知財高判令和8年4月23日・令和7年（行ケ）第10069号 審決取消請求事件 判決全文（裁判所ウェブサイト）。
本件訂正・請求項は3～7頁、フィルム坪量等は56頁、傾斜角・Wは62～63頁、手続論は72～73頁。 [判決全文](#) / [裁判例詳細](#)
- 2) ユニাস国際特許事務所「令和7年（行ケ）第10069号『ロール製品パッケージ』事件」判例研究（担当弁理士：丹野寿典、2026年8月26日掲載）。 [掲載ページ](#) / [評釈PDF](#)
- 3) 特許第6590596号公報（令和元年10月16日発行）。明細書【0003】【0004】【0005】【0014】【0016】【0020】【0021】【0026】【0027】【0038】【0044】、表1・表2。J-PlatPat掲載公報の提供PDF「JPB006590596-000000.pdf」による。表1は11頁、表2は12頁。

- 4) 特許庁 異議2020-700269 異議の決定（管理番号1372722、令和3年3月2日、同月11日確定。特許決定公報は令和3年5月28日発行）。提供PDF「異議決定1372722.pdf」。訂正内容は2～3頁、指掛け穴とサポート要件は9～10頁、進歩性は16～17頁。
- 5) 特許庁 無効2023-800037 審決（令和7年6月3日）。提供PDF「審決表示 | J-PlatPat [JPP].pdf」による。判読困難な文字情報は関連箇所の画像及び文献1)の摘示と照合して扱った。
- 6) 大王製紙株式会社「特許侵害訴訟における当社勝訴判決確定に関するお知らせ」（2025年10月27日）。侵害訴訟の確定に関する公表であり、本件無効審判の確定とは区別する。 [大王製紙公表ページ](#)
- 7) ソナーレ特許事務所「令和4年（ワ）第22517号 特許権侵害差止等請求事件（令和6年8月21日判決言渡）東京地方裁判所民事第46部」（執筆：水野基樹、2024年11月6日）。 [掲載ページ](#)
- 8) 日本経済新聞「トイレ紙『3倍巻き』、二審も特許侵害認めず 知財高裁」（2025年10月8日）。 [記事ページ](#)
- 9) IP Force「特許6313029」書誌情報（発明の名称：ロール製品パッケージ、特願2013-244532、特開2015-101388、特許権者：日本製紙クレシア株式会社）。 [書誌情報](#)
- 10) 日本弁理士会「特許」2011年3月号44～60頁（平成22年に言い渡された特許審決取消訴訟判決の調査報告）。知財高判平成22年10月28日・平成22年（行ケ）第10064号〔被覆ベルト用基材〕の紹介・引用による。本稿では同判決原文を未確認。 [掲載PDF](#)
- 11) 特許庁「特許・実用新案審査基準」第III部第2章第2節「進歩性」。2.(注1) 技術常識、3.1.1(2) 課題の共通性、3.1.2(1) 設計変更等、3.3(2)(6) 留意事項等。原稿の参照版表記は2026年7月版。本件審決・判決の適用版を認定する趣旨ではない。 [審査基準PDF](#) / [第2章HTML版](#)
- 12) 知財高判平成21年1月28日・平成20年（行ケ）第10096号〔回路用接続部材〕。 [裁判例詳細（原稿記載URL）](#)
- 13) 知財高判（大合議）平成30年4月13日・平成28年（行ケ）第10182号、第10184号〔ピリミジン誘導体〕。判決87～88頁、特に88頁の進歩性判断及び主張立証に関する説示。 [判決全文](#) / [大合議事件一覧](#)
- 14) 特許庁「特許・実用新案審査基準」第III部第2章第4節「特定の表現を有する請求項等についての取扱い」。6. 数値限定を用いて発明を特定しようとする記載がある場合。 [審査基準PDF](#) / [第2章HTML版](#)
- 15) 特許法（昭和34年法律第121号）150条5項、164条の2。e-Gov法令検索。 [法令本文](#)
- 16) 弁理士法人創英「特許 令和7年（行ケ）第10069号『ロール製品パッケージ』（知的財産高等裁判所令和8年4月23日）」知財判決ダイジェスト（阿部寛、2026年8月20日）。 [掲載ページ](#)
- 17) 特開2011-189965号公報（甲1）。フロントページの出願人欄：日本製紙クレシア株式会社。前回の照合で確認した公報の出願人情報を本修正版に反映した。 [公報PDF](#)
- 18) J-PlatPat経過情報の保存PDF「特許 消滅（審判・異議による特許権の消滅）経過情報表示 | J-PlatPat [JPP].pdf」1頁。特願2015-170914、登録6590596、無効2023-800037。「特許 消滅」「無効審判の確定による抹消」の表示を確認。保存日時及び具体的な確定日、上告等の経過は、この保存資料だけでは特定していない。